

令和3年（行ウ）第277号 行政処分取消請求事件

原告 フロントラインプレス合同会社

被告 国（処分行政庁 運輸安全委員会事務局長）

準備書面(4)

令和4年9月20日

東京地方裁判所民事第2部A e 係 御中

被告指定代理人

笠 間 那 未 果



石 井 克 典



杉 山 勇 二



片 山 英 之



横 田 悠 佳



佐 藤 礼 丸



被告は、本準備書面において、本件対象文書②のうち不開示とされた部分について、第5回口頭弁論調書添付の別紙「文書の標目」の類型と不開示事由(被告準備書面(3)から適宜引用)(以下「調書添付別紙」という。)に関し、まず前提として、本件対象文書②の不開示部分の記載内容を踏まえ、調書添付別紙の分類を修正した部分について明らかにするとともに(後記第1)、本件対象文書②の資料の標目における不開示部分の不開示情報該当性について主張を追加する(後記第2)。その上で、調書添付別紙に記載された分類に基本的に従い、各文書の類型、性質・種類及び不開示事由を本準備書面添付別紙のとおり明らかにする(後記第3)。

なお、略語等は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による。

## 第1 調書添付別紙の分類について

### 1 調書添付別紙の類型①の(1)のaの分類について

類型①の標目の不開示部分には、本件事故に関連して、運輸安全委員会が収集・利用した調査資料のうち、口述を含む事故関係者からの聴取事項等に関する資料の標目が記載されているところ、事故関係者からの聴取としては、口述によらず照会への回答書等の方法による場合も含まれている。したがって、調書添付別紙の類型①の「(1) 文書の性質・種類」では、「a 口述聴取による調査項目概要」とされているが、本準備書面添付の別紙ではこれを単に「a 調査項目概要」として分類する。

### 2 調書添付別紙の類型②の(1)の分類について

類型②の標目の不開示部分には、本件事故の調査の過程で運輸安全委員会が収集した船舶の権利・構造・整備・搭載物・航海に係る情報が含まれているところ、ここでいう船舶には、漁船第58寿和丸及び僚船を所有していた法人の所有する船舶以外の船舶も含まれている。同法人が所有していたものでない船舶の権利・構造・整備・搭載物・航海に係る情報については、調書添付別紙の

類型②の「(1)文書の性質・種類」の「d 漁船第58寿和丸及び僚船等の権利・構造・整備・搭載物・航海に係る情報」として分類する。

なお、具体的には、本準備書面添付の別紙の第1分冊の95番、96番、100番、101番及び第3分冊の10番がこれに該当する。

## 第2 対象文書②の資料の個別の標目における不開示部分の不開示情報該当性について

### 1 第3分冊の番号14及び第4分冊の番号10の資料の標目における不開示部分は、情報公開法5条2号に該当すること

本件対象文書②の標目のうち、第3分冊の番号14の不開示部分には、口述聴取を行った事故関係者が所属する法人名、第4分冊の番号10の不開示部分には、本件事故の調査報告書案に意見を述べた原因関係者名として法人名の記載が含まれている。

これらの法人名の記載は、「法人その他の団体(中略)に関する情報」(情報公開法5条1項2号柱書き)に該当する。

このうち、聴取を行った事故関係者が所属する法人名の記載を公にした場合、これらの法人が批判にさらされたり、嫌がらせを受けるなど、当該法人等の事業運営又は競争上の地位等を害するおそれがあるから、情報公開法5条2号イに該当する。

また、本件事故の調査報告書案に意見を述べた原因関係者名として記載されている法人名を公にした場合、当該法人が原因関係者であることが明らかになり、責任追及や嫌がらせを受けるなど、当該法人等の事業運営又は競争上の地位等を害するおそれがあるから、同号イに該当する。

これらの標目について、本準備書面添付の別表では、「不開示事由」欄に「2号法人」と記載する。

2 第2分冊の番号46の資料の標目における不開示部分の一部は情報公開法5条1号に該当すること

本件対象文書②のうち第2分冊の番号46の標目の不開示部分の一部には、試験研究を行うために使用した資料を提供した者の氏名、所属、役職に係る情報が含まれている。これらの情報は、「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別できるもの」（情報公開法5条1号）であることは明らかであり、同号ただし書きないしハに該当すると認めるべき特段の事情は存在しないため、同法5条1号の不開示情報に該当する。

3 第1分冊の番号1の標目の不開示部分に記載された試験研究事項に関する情報は、調書添付別紙の類型③「(2) 不開示事由」の「5号率直中立毀損」だけでなく、「5号国民混乱」及び「6号原因究明困難」に当たること

第1分冊の番号1の標目の不開示部分には、試験研究事項に係る情報(調書添付別紙の類型③(1)においてaと分類のもの)が記載されているところ、不開示事由該当性について、被告準備書面(3)の主張を補充する。

すなわち、試験研究事項に係る情報については、被告準備書面(3)(8ないし11ページ)で述べたとおり、これが公開されると、運輸安全委員会の試験研究による調査の方向性、調査手法等が明らかになり、将来の事故等調査における調査の手法や試験調査の委託先等が推測される可能性があり、外部からの指示、干渉及び不当な圧力を受けることにより、運輸安全委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるから、調査添付別紙の類型③(2)の「5号率直中立毀損」に該当する。

また、これらの情報は、運輸安全委員会が行った試験研究や運輸安全委員会が外部に委託して行った試験研究の成果は、本件事故の調査当時において必要であると判断されたために収集されたものであって、本件事故の原因を裏付ける資料とは限らない。既に本件事故の調査が終了しているとしても、このよう

な試験及びその成果物が本件事故の原因を裏付ける資料であるという誤解や憶測を招き、誤解や憶測に基づく責任追及が行われるなど、不当に国民の間に混乱を生じさせることが考えられるから、調書添付別紙の類型③(2)の「5号国民混乱」に該当する。

さらに、運輸安全委員会が行った試験研究及び運輸安全委員会が外部に委託して行った試験研究は、上記のとおり試験研究による調査の方向性、調査手法、調査範囲を推測させるものである。そうすると、将来の事故等調査における調査の方向性等も推測され得るのであり、事故調査委員会が外部からの指示、干渉及び不当な圧力を受けるおそれを生じさせる。その結果、事実関係を正確に把握し、事故の原因究明を行うことが困難となり、設置法1条の目的を達成できなくなるおそれが十分にあり、当該事務の適性な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえるから、調書添付別紙の類型③(2)の「6号原因究明困難」に該当する。

### **第3 各文書の類型、性質・種類及び不開示事由について**

本準備書面添付別紙のとおり。

以 上

番号	文書の標目	類型	文書の性質・種類	不開示事由
1		③	a	5号率直中立毀損、5号国民混乱、6号原因究明困難
2		③	b	5号率直中立毀損、5号国民混乱、6号原因究明困難
3		③	b	5号率直中立毀損、5号国民混乱、6号原因究明困難
4		③	b	5号率直中立毀損、5号国民混乱、6号原因究明困難
5		③	b	5号率直中立毀損、5号国民混乱、6号原因究明困難
6		③	b	5号率直中立毀損、5号国民混乱、6号原因究明困難
7	第58寿和丸カツオマグロ網 重量積算資料			
8		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
9	船舶国籍証書(写) (第五十八寿和丸)			
10	船舶国籍証書検認期限指定書(写) (第五十八寿和丸)			
11	船舶検査証書(写) (第五十八寿和丸)			
12	船舶検査手帳(写) (第五十八寿和丸)			
13	動力漁船登録票(写) (第五十八寿和丸)			
14		②	e	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
15		②	e	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
16		②	e	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
17		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
18		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
19		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
20		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
21		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
22		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
23		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
24		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
25		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
26		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
27		②	e	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
28		②	e	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
29		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
30		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
31		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
32		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
33		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
34		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
35		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難

36		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
37		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
38		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
39		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
40		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
41		②	e	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
42		②	e	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
43		②	e	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
44		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
45		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
46		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
47		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
48		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
49		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
50		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
51		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
52		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
53		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
54		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
55		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
56		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
57		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
58		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
59	動力漁船登録票(写) (第五十八寿和丸)			
60	船舶検査証書(写) (第五十八寿和丸)			
61	船舶検査手帳(写) (第五十八寿和丸)			
62	完成重心試験成績書及び復原性報告書 (第五十八寿和丸)			
63	機関室平面図等			
64	旋網仕立て図面 (第五十八寿和丸)			
65		②	e	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
66	漁船原簿抹消謄本(写) (第五十八寿和丸)			
67	乗組員名簿 (第五十八寿和丸)			
68		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
69	機関室諸管系統図 (第五十八寿和丸)			
70	サウンディングテーブル (第五十八寿和丸)			

71	排水量等曲線図 (数値表) (第五十八寿和丸)			
72	試運転成績書 (第五十八寿和丸)			
73	完成要目表 (第五十八寿和丸)			
74	管記号、略号表 (第五十八寿和丸)			
75	機関室全体装置図 (第五十八寿和丸)			
76	鋼材配置図 (第五十八寿和丸)			
77	合入渠工事完成証明書 (電気、無線部) (第五十八寿和丸)			
78	追加工事完成証明書 (機関部) (第五十八寿和丸)			
79	合入渠工事完成証明書 (機関部) (第五十八寿和丸)			
80	舵構造図 (第五十八寿和丸)			
81	線図 (第五十八寿和丸) × 2			
82	構造図 (船首楼) (第五十八寿和丸) × 2			
83	機関室燃料油 (移送) 管系統図 (第五十八寿和丸)			
84	ポンピング諸管系統図 (第五十八寿和丸)			
85	船体寸法表 (第五十八寿和丸)			
86	復原力交差曲線図 (第五十八寿和丸)			
87	EPIRB台図			
88	定期修理 工事完成証明書 (船体部) (第五十八寿和丸)			
89	隔壁計算書 (第五十八寿和丸)			
90	外板展開図 (第五十八寿和丸) × 3			
91	部材強度計算書			
92	中央横断面図 (第五十八寿和丸)			
93	一般配置図 (第五十八寿和丸) × 3			
94	扉及び倉口蓋装置図 (第五十八寿和丸)			
95		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
96		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
97	排水管系統図 (第五十八寿和丸)			
98	給水管系統図 (第五十八寿和丸) × 2			
99		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
100		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
101		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
102	工事完成証明書一式 (第五十八寿和丸)			

番号	文書の標目	類型	文書の性質・種類	不開示事由
1		①	a、b	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
2	事故に関する資料（福島海上保安部長から）			
3		③	b、d	5号率直中立棄損、5号国民混乱、6号原因究明困難
4		①	b、c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
5	口述メモ（第二寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
6	口述メモ（第六寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
7	口述メモ（第六寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
8	口述メモ（第六寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
9	口述メモ（第六寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
10	口述メモ（第六寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
11	口述メモ（第六寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
12	口述メモ（第十一寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
13	口述メモ（第十一寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
14	口述メモ（第三十一寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
15	口述メモ（第三十一寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
16	口述メモ（第三十一寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
17	口述メモ（第三十一寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
18	口述メモ（第三十三寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
19	口述メモ（第三十三寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
20	口述メモ（第五十八寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
21	口述メモ（第五十八寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
22	口述メモ（第五十八寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
23	口述メモ（第八十二寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
24	口述メモ（第八十二寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
25	口述メモ	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
26	口述メモ	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
27	口述メモ	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
28	乗組員名簿（第58、6、2、11及び31寿和丸）			
29	質問調書（第六寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
30	質問調書	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
31		①	a	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
32	質問調書（第五十八寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
33	質問調書（第五十八寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
34	質問調書（第五十八寿和丸）	①	c、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
35	戸籍抄本（行方不明13人分）			

36	調査書	②	a	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
37	第五十八寿和丸乗組員配置図			
38	照合回答書	①	a、d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
39	死亡届	②	a	1号個人識別、5号特定者不利益、6号原因究明困難
40	第二管区海上保安本部の資料			
41	捜索協力各船名簿			
42	三十一寿和丸捜索状況 (FAX)			
43		②	d、h	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
44	海象解析結果 (京都防災研)			
45		③	b	5号率直中立棄損、5号国民混乱、6号原因究明困難
46		③	c	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号国民混乱、5号特定者不利益、6号原因究明困難
47		③	b	5号率直中立棄損、5号国民混乱、6号原因究明困難
48	論文 (On Kurtosis and Occurrence . . . Freak waves)			
49	文献資料 (気象)			
50		②	g	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
51	気象庁回答書 (気象庁から横浜審判理事所)			
52	気象に対する口述書	①	d	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
53		②	f	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
54	航海日誌 (整理したもの。2、6、11、22、31、33、82寿和丸)			
55	航海、機関日誌写し			

番号	文書の標目	類型	文書の性質・種類	不開示事由
1		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
2		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
3	EPIRB整備記録(写)(第五十八寿和丸)			
4	転覆沈没事故報告書(写)(第五十八寿和丸)			
5		②	a、b	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
6		②	a、b	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
7		②	a、b	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
8		②	a、c	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
9		②	a、c	1号個人識別、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
10		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
11	対象外			
12	レーダープロッタ合成画面バックアップ			
13		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
14	調査メモ	①	d	2号法人、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
15		②	d	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
16	パラアンカー規格別寸法表			
17	型式承認申請書等			

番号	文書の標目	類型	文書の性質・種類	不開示事由
1	就業規則（写）			
2	完成重心試験成績書及び復原性報告書			
3	審議報告書（案）			
4	審議報告書（案）			
5		②	a	5号率直中立棄損、6号原因究明困難
6	原因関係者の意見書			
7				対象外
8	審議報告書（案）			
9	審議報告書（案）			
10		④	a	2号法人、5号率直中立棄損、5号特定者不利益、6号原因究明困難
11	漁船沈没事故に係る解析調査2 報告書			
12				対象外